

## 鳥取県立病院運営評議会設置要綱

### (目的)

第1条 鳥取県立病院の運営状況等について、県立病院として果たすべき役割などの検証・評価を行うため、鳥取県立病院運営評議会（以下「評議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 評議会は9名以内の委員で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者とし、病院事業管理者が任命する。

### (任期)

第3条 各委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (掌握事務)

第4条 評議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県立病院として果たすべき役割を果たしているか検証・評価を行うこと。
- (2) 一般会計からの交付金繰入に相応しい実績を上げているか検証・評価を行うこと。

### (会長)

第5条 評議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は評議会を代表し、会議を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 評議会の会議は、鳥取県営病院事業管理者が召集し、会長が議長となる。

2 評議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第8条 評議会の事務は、鳥取県病院局総務課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、鳥取県営病院事業管理者が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

## 鳥取県立病院運営評議会委員

平成26年10月1日現在

| 所属団体・役職等           | 氏名     | 備考 |
|--------------------|--------|----|
| 鳥取県医師会・会長          | 魚谷 純   |    |
| 鳥取県薬剤師会・会長         | 徳吉 公司  |    |
| 鳥取県東部医師会・会長        | 松浦 喜房  |    |
| 鳥取県中部医師会・会長        | 松田 隆   |    |
| 鳥取赤十字病院・看護部長       | 小山 和子  |    |
| 鳥取生協病院・院長          | 齋藤 基   |    |
| 米田由起枝税理士事務所・所長     | 米田 由起枝 |    |
| 渡辺病院・事務部長          | 岩永 明美  |    |
| 三朝温泉病院・医療ソーシャルワーカー | 藤井 かおり |    |